

平成 28 年版

人権教育・啓発白書

第十四条

1 すべての人には迫害を免れるための他国に避難
することを求めかつ避難する権利を有
する

2 この権利はもっぱら非政治犯罪又は国際連合の
目的及び原則に反する行為を原因とする訴
追の場合には援用することはできない

Y2A

~~Y2A~~

法務省・文部科学省 編

1p12A(キ) 14:00

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
えせ同和行為に関する相談件数	51	42	45	32	18

要求の内容	物品	示談金	融資	寄付金	賛助金	契約	下請	講演会	その他	合計
平成27年度	10	1	0	3	1	1	0	0	2	18
平成26年度	28	0	0	1	0	0	0	0	3	32
平成25年度	27	0	0	5	0	1	3	0	9	45
平成24年度	30	1	0	0	1	0	1	0	9	42
平成23年度	22	0	0	4	1	1	2	0	21	51

(法務省人権擁護局の資料による)

ウ 経済産業省では、産業界・経済界向けに「えせ同和行為対策セミナー」を開催するとともに、えせ同和行為に関するリーフレットを作成し、配布した。

(7) 同和問題をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、同和問題をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っている。取り分け結婚差別、差別発言等を人権擁護上看過できない事象として捉え、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することによって、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させ、あるいは、将来再びそのような事態が発生しないよう注意を喚起している。

また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
同和問題に関する人権侵犯	137	110	85	117	93

(法務省人権擁護局の資料による)

6 アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っているが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつある。

また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等における偏見や差別が依然として存在している。

平成27年度の取組は、以下のとおりである。